

議 事 日 程

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|--------|--------|-----------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 5 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 6 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 8 | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 9 | 議案第 1号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 10 | 議案第 2号 | 財産の取得について |
| 日程第 11 | 議案第 3号 | 令和4年度遠軽町一般会計補正予算(第1号) |

令和4年第3回

遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

令和4年6月1日（水）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|--------|--------|-----------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 5 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 6 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 8 | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 9 | 議案第 1号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 10 | 議案第 2号 | 財産の取得について |
| 日程第 11 | 議案第 3号 | 令和4年度遠軽町一般会計補正予算(第1号) |
-

◎出席議員（16名）

- | | | | | |
|----|-----|---------|-----|---------|
| 議長 | 16番 | 杉本 信一 君 | 15番 | 竹中 裕志 君 |
| | 1番 | 白幡 隆一 君 | 2番 | 秋元 直樹 君 |
| | 3番 | 黒坂 貴行 君 | 4番 | 阿部 君枝 君 |
| | 5番 | 渡部 正騎 君 | 6番 | 戸松 恵子 君 |
| | 7番 | 山本 悟 君 | 8番 | 佐藤 昇 君 |
| | 9番 | 佐藤 登 君 | 10番 | 山谷 敬二 君 |
| | 11番 | 前島 英樹 君 | 12番 | 佐藤 和徳 君 |
| | 13番 | 渡辺 清夏 君 | 14番 | 今村 則康 君 |
-

◎欠席議員（0名）

◎列席者

- | | | | |
|--------|----------|-----|---------|
| 町長 | 佐々木 修一 君 | 教育長 | 河原 英男 君 |
| 代表監査委員 | 村瀬 光明 君 | | |

◎説明員

副町長	舟木淳次君	総務部長	鈴木浩君
民生部長	堀嶋英俊君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	総務課長	堂前政好君
情報管財課長	吉岡秀利君	企画課長	中原誉君
財政課長	今井昌幸君	税務課長	二瓶雄介君
保健福祉課長	岩井誠志君	子育て支援課長	太田貴幸君
商工観光課長	長原裕一君	建設課長	井上隆広君
生田原総合支所長	今泉郁夫君	生田原総合支所参事	大泉勝義君
丸瀬布総合支所長	加藤政勝君	白滝総合支所長	村上裕和君
会計管理者	奥山隆男君	教育部長	佐藤祐治君
総務課長	西聡君	監査委員事務局長	成中克也君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺正彦君	事務局参事	成中克也君
事務局係長	田中郁美君		

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和4年第3回遠軽町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和3年度例月出納検査の結果、令和3年度水道料金の債権放棄報告、遠軽町社会福祉資金貸付金の債権放棄報告、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第11までとなっております。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、秋元議員、山谷議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員長（秋元直樹君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和4年第3回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日午前9時30分から議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日1日間と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君） 日程第3 町長の提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和4年第3回遠軽町議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚く御礼申し上げます。

本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについては、遠軽町行政組織条例施行規則の一部改正に伴い、遠軽町行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第2号専決処分の承認を求めることについては、道路新設改良事業の起債額の確定及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への臨時特別給付金の給付により、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第12号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第3号から承認第5号までの専決処分の承認を求めることについては、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町税条例等の一部を改正する条例、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例及び遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

議案第1号工事請負契約の締結については、令和4年度生田原コミュニティセンター木質バイオマスボイラー棟建設工事について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号財産の取得については、道の駅遠軽森のオホーツクの圧雪車1台の取得について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第3号令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金及び道支出金を補正し、歳出については、新型コロナウイルス感染症対策事業として、指定管理者に対する公共施設等維持管理体制持続化助成金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び子育て世帯生活支援特別給付金並びに4回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費を計上したところです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第4 承認第1号

○議長（杉本信一君） 日程第4 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて、専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。

専決第1号専決処分書であります。

専決理由につきましては、組織機構の変更による遠軽町行政組織条例施行規則の一部改正に伴い、遠軽町行政改革推進委員会の庶務の担当課を改正する必要があるため、本条例を定めることについて、令和4年3月25日付けで専決処分をしたものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページ、参考資料をお開き願います。

第8条は、委員会の庶務に関する規定でありまして、担当課を総務部企画課から総務部財政課に改めるものであります。

前のページ、別紙に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行しているところであります。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 承認第2号

○議長（杉本信一君） 日程第5 承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第12号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第2号につきましては、道路新設改良事業の起債額の確定及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への臨時特別給付金の給付により、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第12号）を定めることについて、3月31日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第12号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を208億9,680万1,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」により説明いたします。

地方債の変更は、「第3表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

22款町債につきましては、1項町債に650万円を追加し、総額を57億4,288万2,000円としたものです。

これにより、歳入合計208億9,030万1,000円に650万円を追加し、総額を208億9,680万1,000円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に650万円を追加し、総額を74億1,248万5,000円としたものです。

これにより、歳出合計208億9,030万1,000円に650万円を追加し、総額を歳入歳出同額の208億9,680万1,000円としたものです。

次に、第2表繰越明許費補正について説明いたします。

繰越明許費につきましては、2款総務費1項総務管理費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の金額を1,607万9,000円に、3款民生費2項児童福祉費、子育て世帯等臨時特別支援事業の金額を300万円にそれぞれ変更したものです。

次のページをお開き願います。

第3表地方債補正について説明いたします。

地方債につきましては、道路新設改良事業の限度額を2億2,000万円に変更したものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

10ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費15目基金運営費、基金運営事業650万円につきましては、財政調整基金積立金に追加したものです。

12ページをお開き願います。

8款土木費2項道路橋梁費3目道路橋梁新設改良費につきましては、財源の振替です。

次に、歳入について説明いたします。

8ページをお開き願います。

22款町債1項町債5目土木債650万円につきましては、道路新設改良事業債に追加したものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

2款総務費、10ページ、11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 8款土木費、12ページ、13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

22款町債、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第2表繰越明許費補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第3表地方債補正、4ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） これをもって、承認第2号の質疑を終わります。

これより、承認第2号専決処分承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第6 承認第3号から日程第8 承認第5号

○議長(杉本信一君) 日程第6 承認第3号専決処分の承認を求めることについて、日程第7 承認第4号専決処分の承認を求めることについて、日程第8 承認第5号専決処分の承認を求めることについて、以上、承認3件は関連がありますので、一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

二瓶税務課長。

○税務課長(二瓶雄介君) 承認第3号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町税条例等の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第3号、専決処分書。

専決処分の理由は、令和4年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町税条例等の一部を改正する必要が生じたことから、本条例を定めることについて、令和4年4月1日付けで専決処分したものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例等の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。

別紙、5ページの次にあります参考資料、遠軽町税条例改正資料、第1条関係をお開き願います。

なお、説明の中で、施行日については原則令和4年4月1日のため、特段施行日について申し上げないものにつきましては、令和4年4月1日の施行となります。

では、第1条関係であります。納税証明書の交付手数料、第18条の4については、民法等の一部を改正する法律により、登記事項証明書におけるDV被害者等の住所の取扱いを踏まえた対応による法律改正に伴う改正で、令和6年4月1日の施行です。

年当たりの割合の基礎となる日数、第20条については文言の整理。

所得割の課税標準、第33条第4項及び第6項については、総合課税または分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用とする法律改正に伴う改正で、令和6年1月1日の施行です。

配当割額または株式等譲渡所得割額の控除、第34条の9第1項及び第2項について

は、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって行うとする法律改正に伴う改正で、令和6年1月1日の施行です。

町民税の申告、第36条の2第1項については、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備を行う法律改正に伴う改正で、令和6年1月1日の施行。

第2項については、省令改正による引用条項の整理で、令和6年1月1日の施行です。

所得税に係る更生又は決定事項の申告義務、第36条の3第2項及び第3項については、文言の整理で、令和6年1月1日の施行です。

個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、第36条の3の2見出しを含む第1項については、給与所得者の扶養親族申告書の記載事項に係る法律改正に伴う改正で、令和5年1月1日の施行です。

個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族報告書、第36条の3の3見出しを含む第1項については、公的年金等の受給者の扶養親族申告書の記載事項に係る法律改正に伴う改正で、令和5年1月1日の施行です。

法人の町民税の申告納付、第48条第9項及び第15項については、法律の改正による引用条項の整理です。

特別徴収税額の納入の義務等、第53条の7については、省令の改正による引用条項の整理で、令和6年1月1日の施行です。

固定資産課税台帳の閲覧の手数料、第73条の2については、民法等の一部を改正する法律により、登記事項証明におけるDV被害者等の住所の取扱いを踏まえた対応による法律改正に伴う改正で、令和6年4月1日の施行です。

次のページをお開きください。

固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料、第73条の3については、民法等の一部を改正する法律により、登記事項証明書におけるDV被害者等の住所の取扱いを踏まえた対応による法律改正に伴う改正で、令和6年4月1日の施行です。

附則第7条の3の2第1項については、住宅借入金等特別税額控除を延長する法律改正に伴う改正で、令和5年1月1日の施行です。

法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、第10条の2第2項については、下水道除害施設の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる割合についての法律改正に伴い、条例で定める割合を4分の3から5分の4とする改正。

第3項から第24項については、法律改正による引用条項の整理。

項の追加で、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例を新設する法律改正により、課税標準となるべき価格に乗じる割合について、条例で定める割合を4分の3とする改正です。

第25項及び第26項については、項の追加による項ずれの整理です。

新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第10条の3第9項及び第11項については、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の

拡充等の法律改正に伴う改正です。

宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例、第12条第1項については、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とする法律改正による改正です。

上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、第16条の3第2項については、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用する法律改正に伴う改正で、令和6年1月1日の施行です。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、第17条の2第3項については、法律改正による引用条項の整理で、令和5年1月1日の施行です。

特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、第20条の2第4項については、申告方式の選択に係る規定の整備をする法律改正に伴う改正で、令和6年1月1日の施行です。

次のページになりますが、条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、第20条の3第4項及び第6項については、申告方式の選択に係る規定の整備をする法律改正に伴う改正で、令和6年1月1日の施行です。

新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例、第25条については、文言の整理で、令和5年1月1日の施行です。

新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例、第26条については、住宅借入金等特別税額控除の延長、見直しに伴う法律改正により削除するもので、令和5年1月1日の施行です。

次のページをお開きください。

次に、第2条関係です。

遠軽町税条例等の一部を改正する条例、令和3年遠軽町条例第12号第1条中第36条の3の3第1項の改正規定については、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備で令和5年1月1日の施行です。

別紙に戻りまして、別紙4ページをお開きください。

次に、附則について御説明いたします。

第1条は、施行期日を定めています。

次のページ、第2条は納税証明書に関する経過措置を定めています。

第3条は、町民税に関する経過措置を定めています。

第4条は、固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

続きまして、承認第4号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により

報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第4号、専決処分書。

専決処分の理由は、令和4年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、本条例を定めることについて、令和4年4月1日付けで専決処分をしたものです。

次のページをお開き願います。

遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。

別紙の次のページ、参考資料、遠軽町都市計画税条例改正資料をお開き願います。

改正の内容につきましては、附則、法附則第15条第16項の条例で定める割合、第4項見出しを含むについては、法律の改正による引用条項の整理です。

法附則第15条第34項の条例で定める割合、第5項見出しを含むについては、法律の改正による引用条項の整理です。

法附則第15条第35項の条例で定める割合、第6項見出しを含むについては、法律の改正による引用条項の整理です。

法附則第15条第42項の条例で定める割合、第7項見出しを含むについては、法律の改正による引用条項の整理です。

項の追加については、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例を新設する法律改正により、課税標準となるべき価格に乗じる割合について、条例で定める割合を4分の3と改正するものです。

改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第8項については、項の追加による項ずれの整理です。

宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例、第9項については、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とする法律の改正に伴う改正及び項の追加による項ずれの整理です。

第10項から第13項については、項の追加による項ずれの整理です。

農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例、第14項については、項の追加による項ずれの整理です。

第15項については、項の追加による項ずれの整理。

第16項については、法律の改正による引用条項の整理及び項の追加による項ずれの整理です。

別紙に戻りまして、別紙の2ページをお開きください。

附則について御説明いたします。

第1項については、施行期日を定めています。

第2項については、経過措置を定めています。

以上で、承認第4号の説明を終わります。

続きまして、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第5号、専決処分書。

専決処分の理由は、令和4年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、本条例を定めることについて、令和4年4月1日付けで専決処分をしたものです。

次のページをお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。

別紙の次のページ、参考資料、遠軽町国民健康保険税条例改正資料をお開き願います。

改正の内容につきましては、課税額、第2条第2項については、基礎課税額を63万円から65万円にするものです。

第3項については、後期高齢者支援金等課税額を19万円から20万円にするものです。

国民健康保険税の減額、第23条第1項については、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の改正により基礎課税額の限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を19万円から20万円にするものです。

附則、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例、第9項については、規定の適正化による整備です。

別紙に戻りまして、附則について御説明いたします。

第1項については、施行期日を定めています。

第2項については、適用区分を定めています。

以上で、承認第5号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました承認3件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、承認第3号の質疑を行います。

山谷議員。

○10番（山谷敬二君） 3件いっぺんだったから分からないので、遠軽町の税条例改正のやつでいいですね。

すみません、ちょっと確認でお聞きいたします。

税条例改正参考資料で説明を受けたのですが、その一番最後のページ、3ページの一番上のところ。説明では、条例適用利子等及び条例と、いろいろ説明を受けていたのです

が、ここには条約と書いてあるのですが、ここだけ確認させてください。

○議長（杉本信一君） 二瓶税務課長。

○税務課長（二瓶雄介君） 大変申し訳ありません。条約適用利子等及び条約適用配当等でございますので、もし私、条例と言い間違えておりましたら訂正させていただきます。

○議長（杉本信一君） 山谷議員。

○10番（山谷敬二君） 条例の間違いということでしょうか。

○議長（杉本信一君） 二瓶課長。

○税務課長（二瓶雄介君） 条約で間違いありません。

○議長（杉本信一君） よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） これをもって、承認第3号の質疑を終わります。

次に、承認第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第4号の質疑を終わります。

次に、承認第5号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第5号の質疑を終わります。

これより、一括上程しました承認3件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第9 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第9 議案第1号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第1号工事請負契約の締結について、説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和4年度生田原コミュニティセンター木質バイオマスボイラー棟建設工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約の金額は2億2,528万円でありまして。

契約の相手方は、三共後藤・大同特定建設工事共同企業体。代表者、北見市北上777番地、株式会社三共後藤建設、代表取締役、後藤武史。構成員、遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役、今野政男であります。

この工事につきましては、5月26日、株式会社渡辺組外5社により指名競争入札を行いまして、三共後藤・大同特定建設工事共同企業体が2億2,528万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表40番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、三共後藤・大同特定建設工事共同企業体とは、同日仮契約を締結しておりまして、工期につきましては議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、令和5年3月10日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第2号

○議長（杉本信一君） 日程第10 議案第2号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第2号財産の取得について、説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

取得する財産につきましては、圧雪車1台であります。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得の価格は4,994万円であります。

取得の相手方は、遠軽町学田2丁目8番地20、株式会社佐渡自動車整備工場、代表取締役、佐渡淳道であります。

この財産の取得につきましては、5月19日、共栄自動車工業株式会社外4社により指名競争入札を行い、株式会社佐渡自動車整備工場が4,994万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得または処分に係る入札等の状況の一覧表1番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、株式会社佐渡自動車整備工場とは、同日仮契約を締結しております。

納期につきましては、令和5年の3月20日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第3号

○議長（杉本信一君） 日程第11 議案第3号令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第3号令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）に

ついて説明いたします。

令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,846万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を169億8,846万9,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に2,931万5,000円を追加、2項国庫補助金に5,793万7,000円を追加し、総額を12億6,371万5,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、2項道補助金に121万7,000円を追加し、総額を13億8,372万2,000円とするものです。

これにより、歳入合計169億円に8,846万9,000円を追加し、総額を169億8,846万9,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に4,202万円を追加し、総額を31億4,814万5,000円とするものです。

3款民生費につきましては、2項児童福祉費に638万7,000円を追加し、総額を32億293万6,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に4,006万2,000円を追加し、総額を15億6,298万5,000円とするものです。

これにより、歳出合計169億円に8,846万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の169億8,846万9,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業1,540万円につきましては、公共施設等維持管理体制持続化助成金として、新型コロナウイルス感染防止対策により、不要不急の移動制限等により収入減少が見込まれたことから、施設維持管理体制を持続するための助成金として、指定管理施設の道の駅遠軽森のオホーツク820万円、生田原コミュニティセンターノースキング720万円を計上するものです。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業2,662万円につきましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策において、真に生活に困っている世帯に対し、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給するもので、必要な経費として消耗品

費2万円、印刷製本費6,000円、通信運搬費5万9,000円、手数料8万3,000円、総合行政情報システム改修業務委託料145万2,000円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金は250世帯分の2,500万円を計上するものです。

次のページをお開き願います。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業638万7,000円につきましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策において、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円の特別給付金を支給するもので、必要な経費として消耗品費1万1,000円、通信運搬費1万4,000円、手数料2万円、総合行政情報システム改修業務委託料134万2,000円、子育て世帯生活支援特別給付金は100人分の500万円を計上するものです。

次のページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業4,006万2,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種4回目に必要な経費を計上するもので、会計年度任用職員報酬138万円、時間外及び休日勤務手当42万3,000円、予防接種健康被害調査委員会委員報償費2万8,000円、会計年度任用職員及び委員への費用弁償6万7,000円、印刷製本費93万5,000円、通信運搬費140万円、新型コロナウイルスワクチン接種券等作成業務委託料17万6,000円、健康管理システム改修業務委託料59万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種委託料2,931万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務委託料451万円、自動車借上料1万7,000円、新型コロナウイルスワクチン接種負担金121万7,000円を追加するものです。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

15款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金2,931万5,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金の追加です。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金4,202万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,540万円及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金2,662万円の追加です。

2目民生費国庫補助金638万7,000円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金500万円及び事務費補助金138万7,000円の追加です。

3目衛生費国庫補助金953万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る国庫補助金の追加です。

16款道支出金2項道補助金3目衛生費道補助金121万7,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種負担金として、医療従事者派遣に係る道交付金の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 3款民生費、10ページ、11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 4款衛生費、12ページ、13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

16款道支出金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（杉本信一君） 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、令和4年第3回遠軽町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本信一

署 名 議 員 秋元直樹

署 名 議 員 山谷敬二